

令和5年度 第1回 LPガス部会委員会

開催日時 令和5年6月28日(水) 13時30分 ～ 15時30分

開催場所 沖縄県スポーツ協会(ファミリーマート奥武山店裏)

委員名簿 別紙

～ 次 第 ～

開会挨拶 部会長 島袋 博文

議 題

1. 部会委員の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
2. 保安対策について
 - ① 液化石油ガス安全高度化2030への取組みについて・・・・・・・・資料2-1
 - ② LPガス事故発生状況について・・・・・・・・資料2-2
3. 災害対策並びに需要開発関係について
 - ① LPガス貯蔵設備及び対応設備の常設について・・・・・・・・資料3-1
 - ② 災害対策における通報訓練の実施について・・・・・・・・資料3-2
 - ③ 「広報検討委員会」の取組みについて・・・・・・・・資料3-3
4. 地方創生臨時交付金におけるLPガス支援について・・・・・・・・資料4
5. 沖縄県における改正省エネ法について(問題提起)・・・・・・・・資料5
6. 任期満了に伴うLPガス部会委員候補者の推薦について・・・・・・・・資料6
7. 入会申し込みについて・・・・・・・・資料7

報告関係

1. 貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の
充実に係る労働安全衛生規則等の改正について・・資料8
2. バルク貯槽の特定設備検査合格証返納要領等改正について・・資料9
3. 今後のスケジュールについて・・・・・・・・資料10
4. 黒本改訂に伴う講習会・・・・・・・・資料11
5. 経営者セミナー(案)・・・・・・・・資料12

閉会挨拶 副部会長 福原 徹

LPガス部会委員会委員名簿

任期 令和4年 総会終結時 ~ 令和6年 総会終結時まで

		氏 名	所 属 事 業 所 名
1	部会長	島袋 博文	(株)りゅうせき
2	副部会長	根本 有二郎	マルキ産業(株)
3	〃	大城 龍児	沖縄協同ガス(株)
4	〃	福原 徹	福原プロパン合同会社
5	〃	新垣 昌信	(株)協和ガス
6	委員	安里 勉	那覇総合ガス(株)
7	〃	比嘉 良文	浦添ガス工業(株)
8	〃	上地 剛	比謝川ガス(株)
9	〃	中村 繁男	(株)藤プロパン
10	〃	上地 啓太	エッカ石油(株) (オートガススタンド株)
11	〃	金城 耕作	エッカ石油(株)
12	〃	上原 貴行	(有)丸徳ガス産業
13	〃	井上 博之	(株)白石
14	〃	上原 豊	JAおきなわ本店
15	〃	前原 雅司	ひまわりガス(株)
16	〃	神里 順	(有)神崎ガス工業
17	〃	東江 成美	(株)東江ガス
18	〃	佐和田充男	(株)友栄
19	〃	玉城 安彦	(株)りゅうせき八重山
20	〃	外間 朝健	宜野湾ガス(株)

LPガス部会委員の変更等について

マルキ産業（株）様より根本 有二郎氏の人事異動に伴い、岡持 憲二氏への委員
変更依頼が有りましたので、LPガス部会委員会へお諮りいたします。

根本 有二郎 氏 ⇒ 岡持 憲二 氏へ変更

「液化石油ガス安全高度化計画2030」への取組みについて

L Pガス業界では全国と連携し、国・消費者等との協働により安全・安心な社会の実現を目指して、「液化石油ガス安全高度化計画 2030」を取組んでおります。

各販売事業者におかれましては、自社の保安内容をしっかりと把握し法令違反の無いようお取組み願います。また、取引適正化についてもご対応頂き「お客様から選ばれ続けるエネルギー業界」となりますようお願い致します。

L Pガス部会委員におかれましては、各支部会においてご説明頂きますようお願い致します。

1. 「液化石油ガス安全高度化計画 2030」概要（別紙）

2. 令和4年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書（別紙）

3. 協会による自主的な取組み（個別巡回指導の実施）

- ① ガスメータの検満率が悪い事業所
- ② 料金料金の公表がされていない事業所
- ③ 業務用施設のS Bメータ設置先におけるガス警報器連動遮断率の悪い事業所
- ④ 直近の新規登録販売事業所で巡回していない事業所
- ⑤ その他巡回が必要と思われる事業所

※上記を基に10件程度の巡回を予定しております。リストアップした事業所及び日程は各卸元へもお知らせ致しますので、卸元ご担当者のご同行をお願い致します。

4. その他（沖縄県の立ち入り検査）

- ① 過去に事故発生のある者
- ② 過去2年以内に新規登録のあった者
- ③ 過去2年以内に移転又は貯蔵施設の変更があった者
- ④ 法令違反の情報提供があった者
- ⑤ その他必要と認められる者

※従業員講習を受講していない事業者、法令手続の遅延があった事業者
相当期間立入検査を実施していない事業者など。

※沖縄県への132条報告の未提出販売店

LPガス事故発生状況について（盗難・その他除く）

令和 5 年 1 月～5 月

< 5 月末現在 3 件（容器盗難による事故は 1 件は除く） >

① 3 月 3 1 日 浦添市 業務用 消費者に起因する漏洩事故

- ・前日の営業を終え後片づけの際に業務用コンロのコックを誤って開けてしまい、ガス漏洩が発生した。
- ・ガスメーターとガス漏れ警報器の連動はされていたが警報機のコンセントを抜いており、ガスメーターの遮断が行われなかったため、室内にガスが滞留した。
- ・今後の事故防止策として、一般消費者に全容を説明しガス漏れ警報器のコンセントを抜かないように周知、さらにコンセントを抜いた際に信号をおくる検針機器の設置を行った。

② 4 月 2 4 日 那覇市 共同住宅 配管腐食によるガス漏洩

- ・4 月 2 3 日午前、住人より、ガスの異臭がすると消防に通報があった。確認したところ配下の一部に腐食及び劣化により漏洩があり、直ちに改修工事を行った。

< 事故速報 > ※高圧ガス保安法

③ 6 月 6 日 13 時頃 LPガス配送中の漏洩事故

- ・ガス容器を積載した配送車両から滑り落ち、容器 1 本から LP ガスが噴出した。ロープ等で固定を失念したことが原因と思われる。

自然災害に備えた
「LPガス貯蔵設備及び対応設備の常設について」
(市町村への要請)

災害対策・需要開発運動の一環として、市町村の公共施設、病院・避難所等への「LPガス貯蔵設備及び対応設備の常設について」、継続的に取り組みしたいと考えております。部会委員会でのご検討をお願い致します。

1. 要請文・・・・・・・・別紙
2. 訪問先・・・・・・・・各市町村防災担当課、病院関係、その他必要と思われる施設
3. 訪問者・・・・・・・・部会委員並びに各卸元でご対応戴きたいと考えております。
4. 市町村の割振り・・令和4年度の割振りと同じで考えております。
5. 訪問時期・・・・・・・・市町村と日程調整をお願い致します。

※日程が決まりましたら協会にもご連絡下さい。出来るだけ同行したいと考えております。

※災害バルク等補助金関係については、
一般社団法人エルピーガス振興センターホームページでご確認下さい。

令和5年 月

各市町村防災担当課 御中

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
(公印省略)

～災害時における指定避難所等へのLPガス供給について～
(お願い)

LPガスは、県内全市町村の家庭用・業務用・産業用等 約56万戸に供給する必要不可欠なエネルギーであります。

また、LPガスは国が定める第6次エネルギー基本計画においても、「最後の砦」として、平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献する重要なエネルギー源と位置付けられております。

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会では、沖縄県を始めとする各市町村(一部除く)とLPガス供給に関する協定を結んでおります。また、協定締結の有無にかかわらず、災害時には、県民の生命財産を守るためにもご協力させて頂きたいと考えております。

つきましては、下記内容についてご対応下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 指定避難所におけるエネルギー供給状況等の把握

各市町村防災担当課におかれましては、ご自身の市町村における病院・指定避難所等へのエネルギー供給状況を含め以下について、事前に把握下さいますようお願い致します。また、定期的にLPガス供給事業者との連絡会議並びに訓練の実施をお願い致します。

- ① 「エネルギー供給状況の把握」(LPガス・都市ガス・オール電化)
- ② 「LPガス供給事業者の把握と連携」
- ③ 「LPガス容器貯蔵量の把握」
- ④ 「設置されているLPガス機器の把握」(コンロ・湯沸し器・GHP・発電機…)
- ⑤ 「メンテナンス事業者との連携」
- ⑥ 「LPガス供給事業者との定期的な連絡会議並びに訓練の実施」
- ⑦ その他必要と思われる事項

次頁へ続く

2. 自然災害に備えた「LPガス貯蔵設備及び対応設備の常設」について

実際の災害において、市町村から指定避難所・病院等へ、LPガス並びにLPガス機器の供給支援要請があった場合、全てをまかなうことは実質不可能と考えます。各市町村の防災担当課におかれましては、指定避難所・病院等へ補助金を活用し、平時からLPガス設備を導入いただき、ご利用いただくことで災害時にも、即対応できるようご検討をお願い致します。

- ① 「LPガス災害用バルク」
- ② 「LPガス発電機」
- ③ 「LPガス空調（GHP）」
- ④ 「炊き出し用釜」
- ⑤ その他

3. 市町村における避難所設営の訓練について

- ① 現在設置されているLPガス並びにLPガス機器の活用について
 - ・学校等で既にLPガスが供給されている場合は、現在あるLPガス、設置されている機器（家庭科室のコンロなど）のご活用をご検討お願い致します。
 - ※安全装置が付いていない古いコンロが設置されている場合は、安全装置の付いたSiセンサーコンロへ交換をお願い致します。
- ② LPガス並びにLPガス機器を設置する場合
 - ・LPガス供給事業者は、指定避難所リーダー（役所・自治会・防災士…等）立会いのもと、LPガス設備等の設置・安全確認を行い指定避難所リーダーへ引継ぎを行います。指定避難所リーダーは責任を持って、二次災害が起こらないよう安全管理をお願い致します。
 - ・なお、訓練終了後はLPガス設備等の撤去についても、指定避難所リーダー立会いのもと撤去を行います。

本件に対してのお問合せ

事務局 （一社）沖縄県高圧ガス保安協会 有銘・又吉・宮城
住 所 那覇市字小禄 1831-1（沖縄産業支援センター403-1）
連絡先 TEL098-858-9562

市町村防災担当者一覧

令和5年4月1日現在

No	市町村名	担当課(室)名	電話番号	F A X	課(室)長名	防災担当		担当卸
						氏名	内線番号	
01	那覇市	防災危機管理課	098-861-1102	098-862-0614	屋良 剛	与座 リサ	2023	マルキ産業
02	宜野湾市	防災危機管理室	098-892-3151	098-892-7022	本永 貴也	生田 智也	1311	りゅうせき
03	石垣市	総務部防災危機管理課	0980-87-5533	0980-83-1427	具志堅 広一	後上里 友晴	1132	八重山支部
04	浦添市	防災危機管理課	098-876-1190	098-879-0290	嵩原 尚紀	島 幸市	5931	神崎ガス工業
05	名護市	総務課	0980-53-1420	0980-54-0811	総務課	山名 裕也	208	りゅうせき
06	糸満市	秘書防災課	098-840-8245	098-840-8112	新垣 孝	大城 旭・大城 啓太	3041	具志頭給油所
07	沖縄市	総務部防災課	939-7773	934-0665	比嘉 賢二	棚原 憲明	2349	ひまわりガス
08	豊見城市	総務企画部 総務課	098-850-8165	098-850-5343	上原 元樹	萩原 健介	4954	白石
09	うるま市	危機管理課	098-979-6760	098-979-7340	座喜味 達也	山城 洋文	1353	互惠石油ガス
10	宮古島市	防災危機管理課	0980-73-1961	0980-73-1645	仲地 一政	川満 秀誉	2491	宮古支部
11	南城市	総務課	098-917-5378	098-917-5424	新垣 郷太	島袋 裕貴	3132	エッカ石油
12	国頭村	総務課	0980-41-2101	0980-41-5910	山城 修	小川 太史	216	協同ガス・J A
13	大宜味村	総務課	0980-44-3001	0980-44-3139	宮城 豊	安里 瞬	122	協同ガス・J A
14	東村	総務財政課	0980-43-2201	0980-43-2457	宮田 健次	宮城 智治		協同ガス・J A
15	今帰仁村	総務課	0980-56-2101	0980-56-2177	仲村 美奈子	仲里 洋平	203	協同ガス・J A
16	本部町	総務課	0980-47-2101	0980-47-4576	仲宗根 章	比嘉 貴哉	201	りゅうせき
17	恩納村	総務課	098-966-1200	098-966-2779	総務課	島袋 啓太	207	協同ガス・J A
18	宜野座村	総務課	098-968-5111	098-968-5037	城間 真	松田 聖希		協同ガス・J A
19	金武町	総務課	098-968-2111	098-968-2475	知念 久	伊波 朝親	210	協同ガス・J A
20	伊江村	総務課	0980-49-2001	0980-49-2003	西江 忍	山城 諒	152	協同ガス・J A
21	読谷村	総務課	098-982-9201	098-982-9202	知花 正	大城 執	312	マルキ産業
22	嘉手納町	総務課	098-956-1111(内線224)	098-956-9508	金城 悟	喜屋武 涉	224	マルキ産業
23	北谷町	基地・安全対策課	098-982-7753	098-936-7474	金城 睦彦	宮里 円・當山 二幸	1413	マルキ産業
24	北中城村	総務課	098-935-2233	098-935-3488	喜納 克彦	伊佐 常倫	213	白石
25	中城村	総務課	098-895-2131	098-895-3048	大湾 朝也	荷川取 司	213	白石
26	西原町	環境安全課	098-945-5018	098-946-6086	翁長 正一郎	宮平 和樹	3701	エッカ石油
27	与那原町	生活環境安全課	098-945-4688	098-946-6074	金城勝治	新垣 倫	3402	協同ガス・J A
28	南風原町	総務課	098-889-4415	098-889-7657	仲村兼一	津波古充晃	1324	エッカ石油
29	渡嘉敷村	総務課	098-987-2321	098-987-2560	新垣 聡	西田大河		りゅうせき
30	座間味村	総務課	098-987-2311	098-987-2002	松田 力	辻井 力斗	113	りゅうせき
31	粟国村	総務課	098-988-2016	098-988-2206	糸刈 洋一	玉寄 武		協同ガス・J A
32	渡名喜村	総務課	098-989-2002	098-989-2197	総務課	比嘉 淳一		りゅうせき
33	南大東村	総務課	09802-2-2001	09802-2-2669	浅沼 悟	田仲 康治	121	協同ガス・J A
34	北大東村	総務課	09802-3-4001	09802-3-4406	屋嘉比 武利	知花 薫	113	協同ガス・J A
35	伊平屋村	総務課	0980-46-2001	0980-46-2956	東江 輝明	宮里 幸四郎	105	協同ガス・J A
36	伊是名村	総務課	0980-45-2001	0980-45-2467	諸見直也	諸見川健次	115	協同ガス・J A
37	久米島町	総務課	098-985-7121	098-985-7080	幸地 伸也	浜元 敏明		エッカ・協同ガス
38	八重瀬町	総務部 総務課	098-998-2200	098-998-4745	上江洲直樹	野原康也	2207	エッカ石油
39	多良間村	総務財政課	0980-79-2011	0980-79-2120	来間 玄次	山城 忠俊		協同ガス・J A
40	竹富町	防災危機管理課	0980-82-1109	0980-83-3119	佐加伊 勲	宇根 啓士郎	3503	八重山支部
41	与那国町	総務課	0980-87-2241	0980-87-2079	村本浩利	田島政之		協同ガス・J A

卸元各位

L P ガス販売事業所各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会
部会長 島袋博文 (公印省略)

令和 5 年度
「沖縄県 L P ガス災害対策要綱」に基づく
「通報訓練」の実施について (お願い)

みだしの件について、当部会では災害対策の一環として「沖縄県 L P ガス災害対策要綱」に基づき「通報訓練」の実施を計画しております。

つきましては、下記要領をご確認の上実施下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 目的

全国で頻発する自然災害に対し、経済産業省から L P ガスの被害状況及び復旧状況について国への報告が遅いとの指摘があり、全 L 協からも「通報訓練」の必要性が求められております。災害が発生した際に各販売事業所から支部等を通じて協会への報告意識醸成を図り、「災害にも強いエネルギー」であり続けることを目的として「通報訓練」を実施するものです。

2. 訓練日程の調整

各卸元等が主体となって、系列支部会等で訓練内容の説明及び日程の調整を行い「通報訓練」を実施願います。(訓練日程については、協会へもご一報下さい。)

3. 実施期間

令和 5 年 10 月 13 日 (金) 迄に実施し、ご報告下さいますようお願い致します。

4. 報告の流れ (フローチャート別紙)

(うりずん・オキエネ・宮古地区・八重山地区)

・販売事業所毎 (様式 1 - 3) ⇒ 協会へメールまたは F A X にて直接報告

(上記以外)

・販売事業所毎 (様式 1 - 3) ⇒ 各卸へメールまたは F A X にて報告

各卸元 (様式 1 - 4 に取り纏め) ⇒ 協会へメール又は F A X にて報告

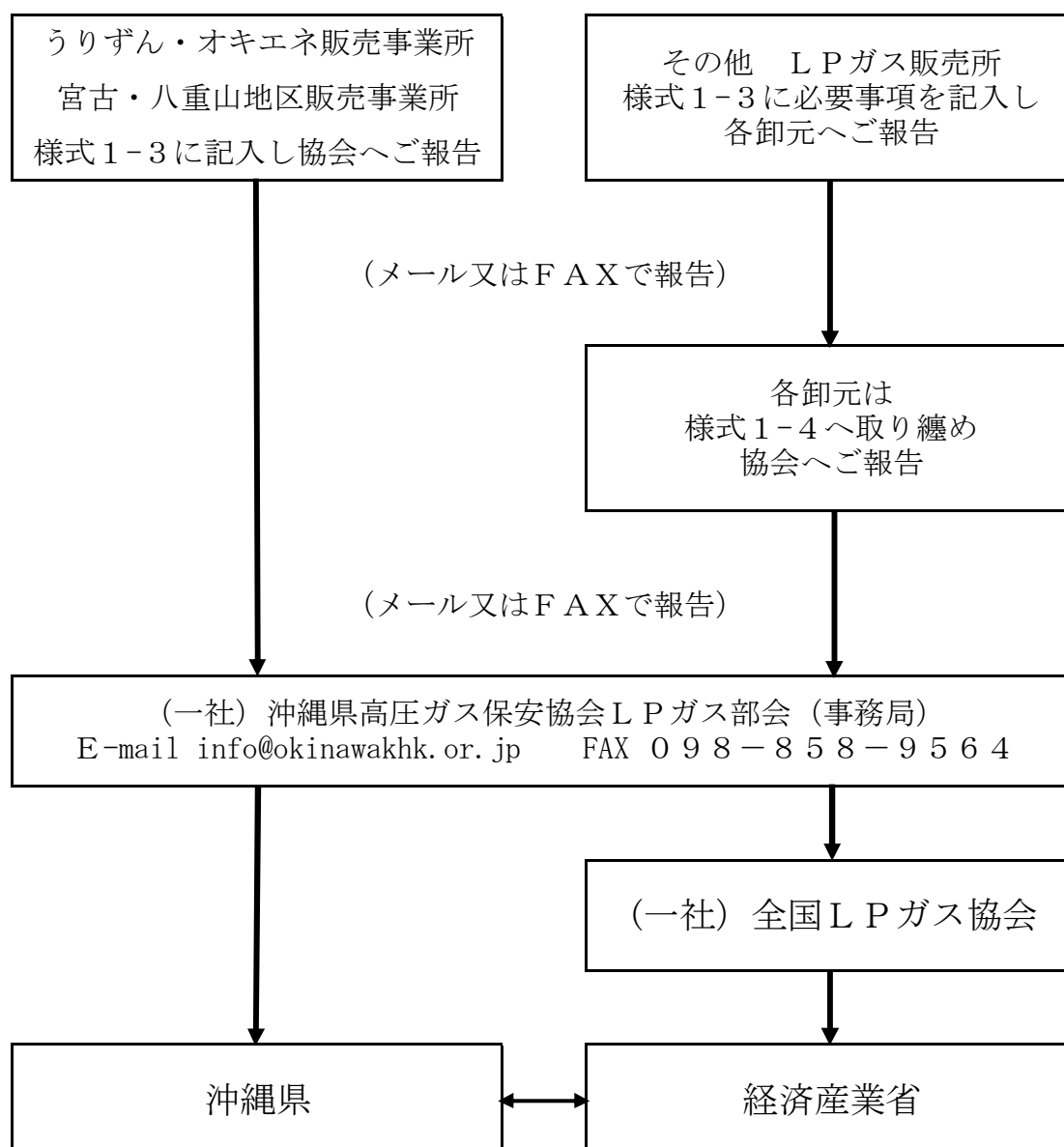
お問合せ (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 担当 事務局 業務課 緑間
TEL 098 - 858 - 9562 FAX 098 - 858 - 9564
E-mail midorima@okinawakhk.or.jp

(別紙)

「沖縄県LPガス災害対策委要綱」に基づく 「通報訓練」の実施について (フローチャート)

(各卸元へのお願い)

- ・各支部会等において、事前に訓練の目的等ご説明をお願い致します。
- ・訓練の手順、報告様式(様式1-3)の記入方法について説明をお願い致します。
- ・訓練実施日の調整をお願い致します。
- ・訓練を実施し、各卸元は協会へご報告願います。(10月14日迄)



各支部会等で、訓練を実施する際にご利用下さい。

訓 練

通 報 伝 達 事 項

〇〇支部長⇒支部会員

只今より通報訓練を実施します。

本日、_____時__分ごろ、〇〇県東方沖を震源とする大規模地震が発生しました。

被害状況を別紙（様式1-3）にとりまとめ、以下の連絡先まで報告願います。

発信者

_____ 支部 担当者名 _____

一般電話 _____

携帯電話 _____

ファックス _____

下線部に必要事項を記入して使用する。

（一社）沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会

〇〇支部

販売事業所名 _____ 担当者名 _____ 連絡先 _____
 協会 E-mail info@okinawakhk.or.jp 協会 FAX 098-858-9564

L P ガス関係被害状況報告 (第 1・2・3・4・5 報)

年 月 日現在

報告書記入にあつての注意事項

- 被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いいたします。
- FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
- 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。(同一用紙を使用可・この場合、第2報の場合は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1. 自社の被害 (被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載)

項目	被害の有無	詳細
A 事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B 事務所の被害	無・有	(被害の程度)
C 容器置場・充填所	無・有	(被害の程度)
D スタンド	該当なし 無・有	(被害の程度)
E 車両	無・有	(被害の台数や程度)
F バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の台数や程度)

2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。(A・B・C・D・G・Hは特に記入いただかなくても結構です)

A	災害前のLPガス供給世帯数 (概数記載可) 【A=B+C+D】		戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数 (概数記載可)		戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数 (概数記載可)		戸
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数 (概数記載可) 【A-(B+C)】		戸
Dの内 被害状況と未復旧数	E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F	Eのうち、未復旧件数	戸
	G	Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数 (概数記載可)	戸
	H	Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I:【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所 (市区町村名)、発生日時は必ず記入

3. 容器の流出 (判明している限りで構いません)

A: 消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B: うち、累積回収本数	本
C: その他 (充填所・貯蔵施設・容器置場等) からの流出・埋没本数	本	D: うち、累積回収本数	本

殿

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 LP ガス部会
部会長 島袋博文 (公印省略)

「広報検討委員会」の開催に伴う委員派遣について (お願い)

平素は、当部会活動にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、みだしの件について令和 4 年度第 3 回部会委員会 (3 月 1 4 日開催) において、令和 5 年度の事業並びに予算が承認されました。「需要開発」関係では、昨年度に引き続き卸元 5 社で構成する「広報検討委員会」を立上げ広く県民へ LP ガスの有効な PR 方法について検討することとなりました。

つきましては、お忙しい中誠に恐れ入りますが、広報等に携わっている職員を委員として派遣下さいますようお願い申し上げます。

記

第 1 回広報検討委員会 (内容により今後 2 回 ~ 4 回を予定)

日 時 : 令和 5 年 6 月 2 6 日 (月) 1 4 時 ~ 1 7 時

会議場 : 沖縄産業支援センター 3 階 306 会議室
〒901-0152 那覇市字小禄 1 8 3 1 番地 1検討議題 : ①過去の広報内容の確認
②令和 5 年度広報内容の検討について
③その他 (次回開催予定)

お問合せ 協会事務局 (宮城) TEL 0 9 8 - 8 5 8 - 9 5 6 2

会議名 第 1 回「広報検討委員会」出欠確認票

出 席

欠 席

委員名 _____

事業所名 _____

連絡先 _____

E-mail _____

※必要事項をご記入の上、協会あて 6 / 2 0 (火) までに本票をメール又は FAX にて返信下さいますようお願い申し上げます。

E-mail miyagi@okinawakhk.or.jp FAX 098-858-9564

資料4

沖高保発第5-23号
令和5年6月6日

LPガス部会関係各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会 部会長 島袋博文

家庭用LPガス料金の支援について

～LPガス販売事業者様へのお願い～

みだしの件について、地方創生臨時交付金を活用しましたLPガス料金上昇抑制に向けた取組みとして、沖縄県でも家庭用LPガス料金1,800円(月額300円×4月～9月分)を10月分のガス料金から差し引くことについて、6月13日開会予定の県議会議定例会で議案提出されます。

詳しくは、議会承認後 対象施設・実施方法等具体的内容が示されますが、国の補助金を活用するため、LPガス販売事業者は支援を行うにあたり、以下の実施が求められます。

改めて、沖縄県と日程調整しLPガス販売事業者の皆様へ、早めの説明会を開催したいと考えております。

各卸の皆様にかれましては、傘下のLPガス販売事業者の皆様へ周知頂くとともに、各LPガス販売事業者様の委託契約締結等円滑な実施に向け、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、LPガス業界として、全てのLPガス販売事業者の皆様にご理解いただきご対応下さいますようお願い申し上げます。

(LPガス支援を行うにあたり、予想される販売事業者が実施する内容)

- ① 委託契約の締結
- ② 請求書で国の補助金による1,800円を差し引いたことの明記
- ③ 沖縄県への実績報告
- ④ 2ヶ年間の保管義務
- ⑤ 請求書を発行するにあたって、一部システムの変更等
- ⑥ その他

本件へのお取合せ 協会事務局 有銘・又吉 TEL098-858-9562

2022年11月7日公布 国土交通省告示第1105号1106号より

沖縄県における 改正省エネ法への対応について

省エネ法の適合義務について

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布されました。それに伴い令和4年11月7日に下記の『仕様基準』『誘導基準』が公布されましたが、ここに8地域にとって大きな問題があります。

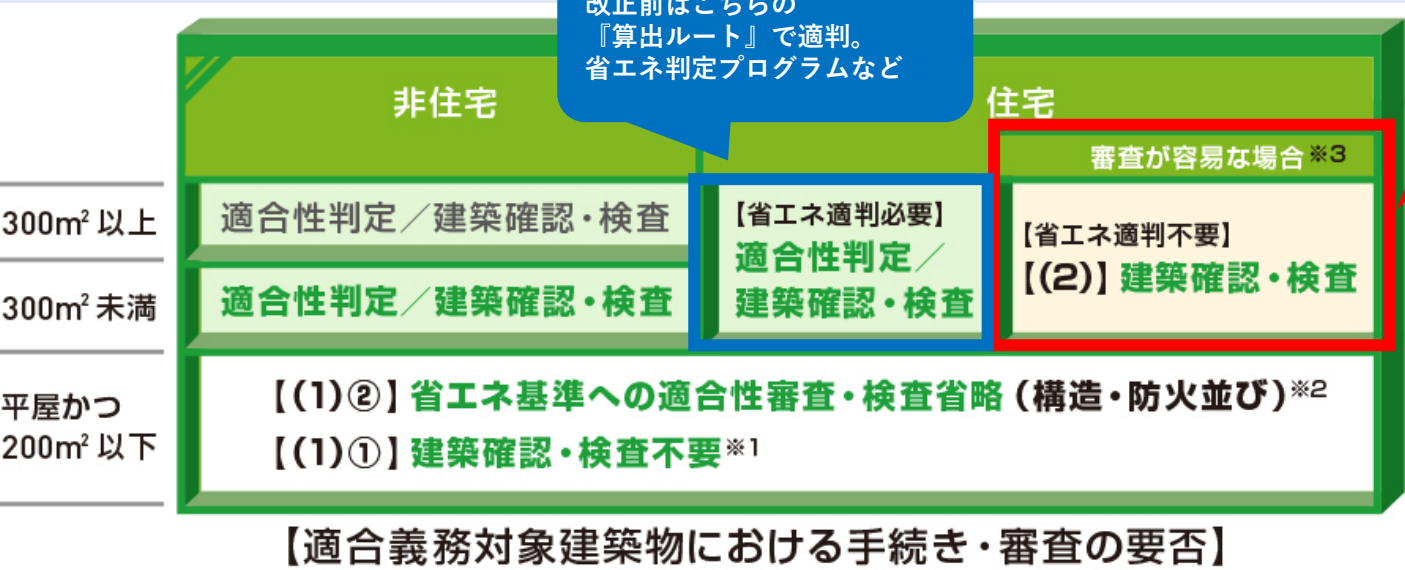
【建築主の性能向上努力義務】

交付より3年以内に施行



2025年を目途に
 現行の『省エネ基準』
 以上の性能に適合する
 事が義務化されます。
 更に『省エネ基準』の
 必要レベルを引き上げ

改正前はこちらの『算出ルート』で適判。省エネ判定プログラムなど



ここに問題があります

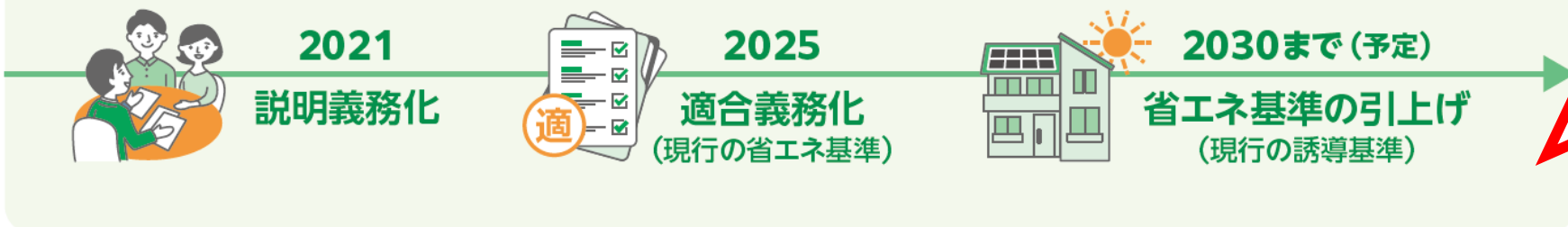
上記の通り、適合確認の工数が増加するため、判定を容易にするため『仕様基準』での確認が可能になりました。同時に上位省エネは『誘導基準』が設定されました。算出法は従前通り残る。

- ※1 都市計画区域・準都市計画区域の外の建築物(平屋かつ200㎡以下)
 - ※2 都市計画区域・準都市計画区域の内の建築物(平屋かつ200㎡以下)で、建築士が設計・工事監理を行った建築物
 - ※3 仕様基準による場合(省エネ計算なし)等
- 【施行日: 公布の日から3年以内】

省エネ基準のこれから — 誘導基準の位置付け

令和4(2022)年6月17日に公布された改正建築物省エネ法により、2025年には省エネ基準の全面的な適合義務化が行われます。また、2030年までにより高い水準の省エネ性能(現行の誘導基準)を目指すことが求められており、今後、省エネ基準の引き上げが予定されています。

2025年の省エネ基準への適合義務化においても本ガイドブックで紹介する仕様基準によって省エネ基準への適合を確認可能とされています(この場合は省エネ適合性判定は不要となります)。また、省エネ基準の引上げ後は、ガイドブック(誘導基準編)の誘導基準を省エネ基準と読み替えることができる予定です。



下記の仕様基準を満たすと省エネ計算無しで適合判断が可能。

順次求められるレベルがあがり、2025年には『省エネ基準』が適合義務になる。そして、現状ZEHレベルの『誘導基準』が現行の省エネ基準と同じ位置づけとなる。

省エネ基準 (現行)

国交省告示1105号

省エネ基準ガイド

国交省告示1105号

省エネ基準チェック表

**2025年
適合義務
2030年頃
廃止**

誘導基準

国交省告示1106号

誘導基準ガイド

国交省告示1106号

誘導基準チェック表

**2025年
適合義務
2030年頃
廃止**

現行
ZEHレベル基準
2030まで
省エネ基準化
以降
適合義務 (想定)

省エネ基準 【8地域】詳細 2025年に適合義務となる仕様基準

(5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備を含む。）が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

地域の区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
次のイからハまでのいずれかに該当するもの	次のイからハまでのいずれかに該当するもの
イ 石油給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が81.3%以上であるもの	イ 石油給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が77.8%以上であるもの
ロ ガス給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が83.7%以上であるもの	ロ ガス給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が78.2%以上であるもの
ハ 二酸化炭素(CO ₂)が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格C9220に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が、地域の区分に応じ、次に掲げる基準値以上であるもの	ハ 二酸化炭素(CO ₂)が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機
(イ) 1の地域 3.5 (ロ) 2の地域 3.2 (ハ) 3の地域 3.0 (ニ) 4の地域 2.9	

チェック表では『エコフィール／エコジョーズ』を条件として記載

国交省告示1105号より抜粋

【8地域】省エネ基準ガイドブックより抜粋

本ガイドブックで紹介する省エネ基準（仕様基準）は、住宅ローン減税の省エネ基準適合住宅の基準及び住宅品確法^{*3}に基づく住宅性能表示制度における断熱等性能等級4^{*4}及び一次エネルギー消費量等級4^{*5}に対応しています。

チェックリストの 活用例	▶ 説明義務を履行するための省エネ基準適合の確認、建築主への説明資料
	▶ 【フラット35】における設計検査の申請図書の一部（別途基準あり） — 2023年4月から省エネ基準を要件化 —
	▶ 建築物省エネ法に基づくBELS評価の申請図書の一部（別途基準あり） ^注
	▶ 住宅品確法に基づく住宅性能評価の申請図書の一部（別途基準あり） ^注

※1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

※2 建築物エネルギー消費性能基準

※3 住宅の品質確保の促進等に関する法律

※4 別途、結露防止対策の基準に適合することが必要

※5 別途、断熱等性能等級4の基準（結露防止対策の基準を除く）又は仕様基準1（外皮性能）の基準に適合することが必要

【8地域】省エネ基準適合チェック表より抜粋

給湯設備 右記のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> 石油潜熱回収型給湯機 【エコフィール】 <input type="checkbox"/> ガス潜熱回収型給湯機 【エコジョーズ】 <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】
--------------------	--

【8地域】省エネ基準ガイドブックより抜粋

給湯設備	以下のいずれか
	●石油給湯機であってJIS S2075に規定するモード熱効率が77.8%以上であるもの
	●ガス給湯機であってJIS S2075に規定するモード熱効率が78.2%以上であるもの
	●二酸化炭素(CO ₂)が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機

誘導基準 【8地域】 詳細 2030まで省エネ基準、将来適合基準（想定）となる仕様基準

(5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備及び浴槽を含む。）が、次のイ及びロのいずれにも該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

イ 次の（イ）から（ハ）までのいずれかに該当するもの

(イ) 石油給湯機であって、日本産業規格 S 2 0 7 5 に規定するモード熱効率が 8 4. 9 % 以上であるもの（地域の区分のうち 8 の地域に存する単位住戸に採用されるものを除く。）

(ロ) ガス給湯機であって、日本産業規格 S 2 0 7 5 に規定するモード熱効率が 8 6. 6 % 以上であるもの（地域の区分のうち 8 の地域に存する単位住戸に採用されるものを除く。）

(ハ) 二酸化炭素（CO₂）が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格 C 9 2 2 0 に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3. 3 以上であるもの

ロ 次の（イ）から（ハ）までのいずれにも該当するもの

(イ) 給湯機の配管がヘッダー方式であって、ヘッダーから分岐する全ての配管の呼び径が 1 3 A 以下であるもの

(ロ) 浴室シャワー水栓として手元止水機構及び小流量吐水機構が設けられた節湯水栓を用いるもの

(ハ) 高断熱浴槽を採用するもの

国交省告示1106号より抜粋

**8地域の誘導基準においては
JIS3.3以上エコキュートのみ
仕様基準として認められる
(5~7地域はエコジョーズ以上で適合する)**

【8地域】 誘導基準ガイドブックより抜粋

本ガイドブックで紹介する誘導基準（仕様基準）は、以下の基準に対応しています。

- ① 住宅ローン減税の ZEH 水準住宅の基準
- ② 住宅品確法^{※3}に基づく住宅性能表示制度における断熱等性能等級5^{※4}及び一次エネルギー消費量等級6^{※5}
- ③ 長期優良住宅法^{※6}に基づく長期使用構造等の基準における断熱等性能等級5^{※4}及び一次エネルギー消費等級6^{※5}
- ④ エコまち法^{※7}に基づく認定基準のうち省エネルギー性能に関する基準

チェックリストの 活用例

注) 申請図書としての利用については各住宅性能評価機関等の取扱いによります

- ▶ 説明義務を履行するための誘導基準等への適合の確認、建築主への説明資料
- ▶ 【フラット35】における設計検査の申請図書の一部（別途基準あり）
— 2023年4月から省エネ基準を要件化 —
- ▶ 建築物省エネ法に基づく BELS 評価の申請図書の一部（別途基準あり）^{注)}
- ▶ 住宅品確法に基づく住宅性能評価の申請図書の一部（別途基準あり）^{注)}
- ▶ 長期優良住宅法及びエコまち法に基づく認定基準への適合性審査の申請図書の一部（別途基準あり）^{注)}

- ※1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ※2 建築物エネルギー消費性能誘導基準
- ※3 住宅の品質確保の促進等に関する法律
- ※4 別途、結露防止対策の基準に適合することが必要

- ※5 別途、断熱等性能等級 5 の基準（結露防止対策の基準を除く）又は誘導仕様基準 1 (外皮性能)の基準に適合することが必要
- ※6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
- ※7 都市の低炭素化の促進に関する法律

【8地域】 誘導基準チェック表より抜粋

給湯設備

- 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】の JIS 効率 3.3 以上のもので、分岐後の全ての配管径が 13A 以下のヘッダー方式、浴室シャワー水栓に手元止水機構 及び 小流量吐水機構を有する節湯措置、高断熱浴槽の採用をしているもの

【8地域】 誘導基準ガイドブックより抜粋

給湯設備

- 以下の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当するもの
- (イ) 二酸化炭素（CO₂）が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、JIS C9220 に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3.3 以上であるもの
- (ロ) 以下のいずれにも該当するもの
- 給湯機の配管がヘッダー方式であってヘッダーから分岐する全ての配管の呼び径が 13A 以下であるもの
 - 浴室シャワー水栓として手元止水機構及び小流量吐水機構が設けられた節湯水栓を用いるもの
 - 高断熱浴槽を採用するもの

誘導基準の適合判断の流れと給湯器の種類について

国交省告示1106号より抜粋

(5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備及び浴槽を含む。）が、次のイ及びロのいずれにも該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

『算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法』という事は告示265号、告示266号が該当する。つまり

ハイブリッド、エネファーム
太陽熱温水器などは**算出ルートで適合判断する必要がある。**
(全国地域区分問わず)

ここでも
電化優位

	非住宅	住宅	
			審査が容易な場合※3
300㎡以上	適合性判定／建築確認・検査	【省エネ適判必要】 適合性判定／ 建築確認・検査	【省エネ適判不要】 【(2)】建築確認・検査
300㎡未満	適合性判定／建築確認・検査	【省エネ適判必要】 適合性判定／ 建築確認・検査	【省エネ適判不要】 【(2)】建築確認・検査
平屋かつ 200㎡以下	【(1)②】省エネ基準への適合性審査・検査省略（構造・防火並び）※2 【(1)①】建築確認・検査不要※1		

【適合義務対象建築物における手続き・審査の要否】

【施行日：公布の日から3年以内】

- ※1 都市計画区域・準都市計画区域の外の建築物（平屋かつ200㎡以下）
- ※2 都市計画区域・準都市計画区域の内の建築物（平屋かつ200㎡以下）で、建築士が設計・工事監理を行った建築物
- ※3 仕様基準による場合（省エネ計算なし）等

算出ルートにて適合判断する場合には他の給湯器も設計可能。
つまり、高効率ガス／石油は算出ルートでないとは適合判断ができない。
建築側で適合判断が簡単な『仕様基準』ルートで適判することが主流になった場合、ガス／石油が選択されないことが容易に想定される。

改正法の内容についての認識確認（2023年6月9日現在）

- 2023年6月7日 IBECS 一般財団法人 住宅建築SDGS推進センター
省エネサポートセンター（国交省管轄）に質問打電。
改正法告示内容について『誘導基準』8地域の給湯器部分の解釈について質問。
⇒8地域誘導基準 については記載のとおり『JIS3.3 エコキュート』のみ対象。と判断。
告示詳細の解釈については、管轄の沖縄県にゆだねるとのこと。
- 2023年6月9日 沖縄県土木建築部 建築指導課指導班 金城班長、安里主任と面談
⇒8地域誘導基準 については記載のとおり『JIS3.3 エコキュート』のみ対象。と判断。
ただし、算入ルートであればエコジョーズ／エコフィール／エネファームなど設計可能。
という認識で一致できた。
(個人的な懸念点は、算出ルートで高効率給湯器が『不算入』とされた場合には打つ手がなくなる。既に改正前から沖縄の暖房は『不算入』である。)
- 省エネ基準については沖縄県では外皮に重点が置かれており、設備仕様についての認識はなかった。とのこと。今後も定期的な情報交換をしていくことに。
本告示についてはこちらの問題提起通りであり、原発のない沖縄県での電化促進という現実的ではない内容になっている。沖縄県の現状と相違が大きく、沖縄の声は全く入っていない、との認識。パブリックコメントにも言及はないが、先日の説明会で違和感を訴えた質問は出ていたが、特に国交省からは認識確認のみで回答はなかったとの事。
業界団体などからも問題をあげて欲しいとの要請。関連部署とは情報共有しておくとの事。

改正法に対する対応まとめ

省 エ ネ 適 合 判 断	適判手法	内容	対象給湯器（8地域）
	算出ルート	省エネ判定プログラム等を用いて適合判断を行う 専門的で実施するには知識が必要で難易度が高い	全て対象 エネファーム、ハイブリッド含む 太陽光発電設置
	仕様基準ルート	『省エネ基準』 『誘導基準』 チェックリストで適合判断を行う	
		『省エネ基準』 2025年適合義務化。 住宅ローン減税、住宅性能表示性能等級4、1次エネルギー消費量等級4に対応	高効率ガス 高効率石油 エコキュート（効率問わず）
『誘導基準』 2030年迄の省エネ基準。現状のZEH基準。将来一般化させる仕様基準 住宅ローン減税（ZEH水準）、住宅性能表示性能等級5、消費量等級6 長期優良断熱等級5、消費等級6、エコまち法 に対応。 ★各補助金などの適合基準に該当する		JIS3.3エコキュート +ヘッダ -方式+節水水栓+高断熱浴槽	

既に公布されているため、長期優良住宅や省エネ補助金なども『仕様基準』での適合判断が可能。
住宅ローン減税についても適用されるため、簡易な『仕様基準』で高位省エネ住宅の適合判断される場合には
全てJIS3.3エコキュートにて選択されてしまうことになる。

いかに算出ルートでガスが選択できる（23年6月現在）ことを周知できるかが課題。

2025年までに告示1106号 2-(5)-イ-(イ)及び(ロ)記載の

『地域の区分のうち8の地域に存する単位住戸に採用されるものを除く。』という文言を削除する必要がある。

※参考※九州地域区分

	5地域	東峰村
福岡県	6地域	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町（旧椎田町）、築上町（旧築城町）
	7地域	福岡市（旧福岡市（東区,西区,早良区））、福岡市（旧福岡市（博多区,中央区,南区,城南区））、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
佐賀県	6地域	佐賀市（旧佐賀市、旧諸富町、旧東与賀町、旧久保田町、旧大和町、旧富士町）、佐賀市（旧川副町、旧三瀬村）、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市（旧神埼町、旧千代田町）、神埼市（旧脊振村）、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町（旧白石町、旧有明町）、白石町（旧福富町）、太良町
	6地域	佐世保市（旧佐世保市、旧宇久町、旧江迎町、旧吉井町）、佐世保市（旧鹿町町、旧小佐々町）、佐世保市（旧世知原町）、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
長崎県	7地域	長崎市（旧長崎市、旧高島町、旧野母崎町、旧三和町）、長崎市（旧香焼町）、長崎市（旧伊王島町、旧琴海町、旧外海町）、島原市（旧島原市）、島原市（旧有明町）、諫早市（旧諫早市）、諫早市（旧多良見町、旧飯盛町）、諫早市（旧森山町、旧高来町、旧小長井町）、大村市、平戸市（旧平戸市）、平戸市（旧大島村）、平戸市（旧生月町）、平戸市（旧田平町）、壱岐市、五島市、西海市（旧西彼町、旧大島町）、西海市（旧西海町、旧崎戸町、旧大瀬戸町）、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町）、雲仙市（旧南串山町）、南島原市（旧加津佐町）、南島原市（旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町）、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町（旧若松町、旧有川町）、新上五島町（旧上五島町、旧新魚目町）、新上五島町（旧奈良尾町）
	5地域	八代市（旧泉村）、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町（旧蘇陽町、旧清和村）、山都町（旧矢部町）、水上村、五木村
熊本県	6地域	八代市（旧坂本村、旧東陽村）、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市（旧山鹿市、旧鹿北町、旧鹿本町、旧鹿央町）、山鹿市（旧菊鹿町）、菊池市（旧菊池市、旧旭志村）、菊池市（旧七城町、旧泗水町）、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
	7地域	熊本市、八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町）、水俣市、宇土市、上天草市（旧大矢野町、旧松島町、旧龍ヶ岳町）、上天草市（旧姫戸町）、宇城市（旧三角町）、宇城市（旧不知火町、旧松橋町、旧小川町、旧豊野町）、天草市（旧本渡市、旧御所浦町）、天草市（旧牛深市、旧有明町、旧新和町、旧五和町、旧天草町、旧河浦町）、天草市（旧倉岳町、旧栖本町）、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	5地域	佐伯市（旧宇目町）、由布市（旧湯布院町）、九重町、玖珠町
大分県	6地域	大分市（旧野津原町）、別府市、中津市、日田市（旧日田市）、日田市（旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町）、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市（旧杵築市、旧大田村）、杵築市（旧山香町）、宇佐市、豊後大野市（旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町）、由布市（旧挾間町）、由布市（旧庄内町）、国東市、姫島村、日出町
	7地域	大分市（旧大分市、旧佐賀関町）、佐伯市（旧佐伯市）、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧米水津村）、佐伯市（旧本匠村、旧直川村、旧鶴見町、旧蒲江町）
	5地域	椎葉村、五ヶ瀬町
宮崎県	6地域	小林市（旧小林市、旧須木村）、小林市（旧野尻町）、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町
	7地域	宮崎市（旧宮崎市、旧清武町、旧田野町、旧佐土原町）、宮崎市（旧高岡町）、都城市（旧都城市、旧山田町、旧高崎町）、都城市（旧山之口町、旧高城町）、延岡市、日南市（旧日南市、旧北郷町）、日南市（旧南郷町）、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	6地域	伊佐市、湧水町
鹿児島県	7地域	鹿児島市（旧鹿児島市、旧桜島町、旧喜入町、旧松元町、旧郡山町）、鹿児島市（旧吉田町）、鹿屋市（旧鹿屋市、旧輝北町、旧串良町）、鹿屋市（旧吾平町）、枕崎市、阿久根市、出水市（旧出水市）、出水市（旧野田町、旧高尾野町）、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市（旧川内市、旧里村、旧上甌村、旧下甌村、旧鹿島村）、薩摩川内市（旧樋脇町、旧入来町、旧東郷町）、薩摩川内市（旧祇答院町）、日置市、曾於市、霧島市（旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町）、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町）、いちぎ串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町（旧根占町）、南大隅町（旧佐多町）、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町
	8地域	奄美市・大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	8地域	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市（旧石川市、旧具志川市）、うるま市（旧与那城町、旧勝連町）、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町（旧東風平町）、八重瀬町（旧具志頭村）、多良間村、竹富町、与那国町

改めて12月に開催します第2回LPガス部会委員会へご提案致します。

資料6

沖高保発5-〇〇号
令和5年12月〇〇日

LPガス卸事業者 各位
LPガス部会委員 各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会
部会長 島袋博文 (公印省略)

任期満了に伴うLPガス部会委員候補者の推薦について (推薦書提出のお願い)

令和6年度はLPガス部会規則第12条(定款第25条準用)に基づき、委員の改選期となっております。

つきましては、別添LPガス部会委員選出枠をご確認いただき、沖縄本島内においては系列ごとに、宮古・八重山地区においてはそれぞれの地域支部でご検討の上、別紙推薦書を令和6年3月8日(金)までに協会宛にメール又はFAXにてご提出下さいますようお願い申し上げます。

本推薦書は3月〇〇日開催予定のLPガス部会委員会への報告を経て協会理事会へ提出されるものとなります。

なお、現委員は来る5月の通常総会をもって任期満了となります。

記

以上

1. 推薦人数 LPガス部会委員選出枠による人数(別紙1)
2. 報告期限 推薦書を3月〇日()まで(別紙2)
3. 任 期 令和6年5月総会から令和8年5月総会まで

※本件に関するお問い合わせ 協会 有銘

E-mail : arime@okinawakhk.or.jp

TEL 098-858-9562

FAX 098-858-9564

案

(別紙 1)

L P ガス部会委員選出人数について

区 分		系列販売 事業所数	部会委員選出数
1	りゅうせき系列	4 5	3
2	マルキ産業系列	3 7	2
3	エッカ石油系列	2 7	2
	中央ガス系列	3	
4	白石ガス系列	1 3	1
5	協同ガス系列	2 1	2
6	具志頭給油所系列	3	1
	互惠石油系列	1 1	
7	ひまわガス系列	1 2	1
8	沖縄ガス系列	1 6	1
9	うりずん会	1 1	1
	オキエネ系列	7	
1 0	宮古支部	1 3	1
1 1	八重山支部	1 1	1
1 2	青年委員会	/	1
1 3	部会長推薦枠	/	2
1 4	オートガススタンド枠	/	1
合計数		2 3 0	2 0

備考

1. 系列販売店数概ね 1 5 に対し部会委員 1 名を選出する。
2. 部会長推薦枠は、前項の基準数に達しない系列又は系列外に適用する。尚、部会長推薦枠については、事前に委員会の意見を聞くものとする。
3. 区分毎の部会委員選出数は、所属する正副部会長の数を含むものとする。
4. この表は改選期ごとに委員会において検討し、必要に応じて見直しすることができる。

(別紙2)

推薦書

令和6年 月 日

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会
部会長 島袋博文殿

みだしの件につきまして、下記の者をLPガス部会委員候補者として推薦致します。
(任期 令和6年5月総会～令和8年5月総会)

氏名 (部会委員候補者名)	所属事業所

記入者名 (卸し事業者責任者又は現部会委員)

選出区分系列

又は地域支部名

事業所名

氏名

報告期限 : 令和6年3月〇日 ()

E-mail : arime@okinawakhk.or.jp

FAX : 098-858-9564

入会申し込みについて

下記の事業者より入会の申し込みがありましたので部会委員会にお諮り致します。

LPガス部会

- ・事業者名..... ゆいまーるガス 合同会社 【所属 マルキ産業 (株)】
- ・事業者住所..... 宜野湾市上原 2-21-6 Verita102
- ・事業所名..... ゆいまーるガス 合同会社
- ・事業所所在地..... 宜野湾市上原 2-21-6 Verita102
- ・代表者名..... 新田 洋一郎 (にった よういちろう)
- ・事業内容..... LPガス販売事業
- ・入会申込書受理日..... 令和5年6月22日

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等の一部改正のポイント

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

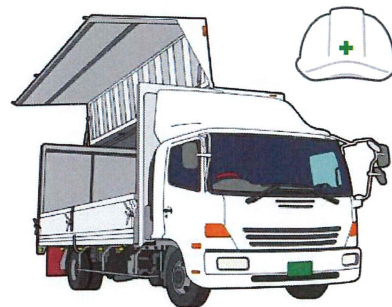
- 最大積載量が「**2トン以上**」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



昇降設備の例

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

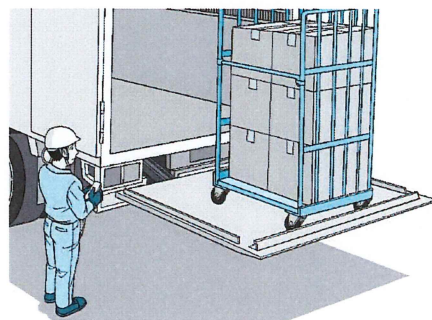
- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「**墜落時保護用**」の製品を使用しなければなりません。



テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

[令和6年2月1日施行]

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【**学科4時間・実技2時間**】
 - 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
 - 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャスター止等々の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。



運転位置から離れる場合の措置 [令和5年10月1日施行]

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている ①エンジン停止と、②荷役装置を最低降下位置に置くことが適用除外となります。ただし、ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は必要です。

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページ
をご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>



正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

バルク貯槽の特定設備検査合格証返納要領等改正について（お知らせ）

標記につきましては、高圧ガス保安法において特定設備を輸出、喪失又はくず化した場合は「特定設備検査合格証」（以下「合格証」という）を返納することになっております。

また、紛失した際には返納のために合格証の再交付を受け、返納することとなっておりますが、令和4年3月31日経済産業省の産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会において合格証を紛失により返納できない場合の対応が新たに示されました。

それを受け日本LPガス団体協議会において令和5年3月14日に以下の返納要領・くず化指針について改正を行いましたので、お知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

改正概要

合格証紛失時の対応として、合格証の再交付を受け返納する手続き方法に加え、新たに「紛失通知書」を作成し、添付することで手続きができるようになりました。

なお、供用中において合格証の紛失が判明した場合は、合格証の再交付を受け、改めて返納手続きを行う必要があります。

また、ガス販売事業者が直接KHKへ返納する場合は「合格証返納届書」「バルク貯槽譲渡確認書」をPDFデータによりバルク貯槽製造事業者に送付することが追加されました。

G液-003 バルク貯槽の特定設備検査合格証 返納要領

https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/standard/g_eki_003.html

G液-002 バルク貯槽くず化指針

https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/standard/g_eki_002.html

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本

会議等予定表(令和5年6月～令和6年1月)

	沖縄県協会(全体行事)	LPガス部会	九州ブロック	全国LPガス協会
6月		6/28(火) 11:00正副部会長会議 13:30部会委員会 15:30政治連盟 沖縄県スポーツ協会	6/8(木)11:30、14:00、16:00 九ブ総会(正副部会長・専務理事) 大分県	
			6/9(金)AM 九ブ総会交流会(正副部会長) 大分県	6/9(金) 全L協総会(正副部会長・専務理事) 大分県
		7/10(月) 13:30経済会議 沖縄産業支援センター(102)		
7月				
8月	8/25(金) 12:00正副部会長会議 13:30保安推進月間実行委員会 14:30理事会 沖縄産業支援センター(304)			
9月		9/20(水) 14:30お客様相談所委員会 沖縄産業支援センター(308)	9月予定 九ブ会長会議(部会長・専務理事) 福岡県	
10月	10/20(金) PM 高圧ガス保安大会(時間未定) ※三者調整による		10/19(木)～10/20(金) 九ブ会員交流会(長崎県) 前夜祭・九ブ交流会	
	10/24(火)午後 高圧ガス防災訓練 久松公園(宮古地区)			
11月			11/30(木)13:30～15:30 九州・沖縄LPガス地方懇談会 WEB(部会長・専務理事)	
12月		12/18(月) 11:00正副部会長会議 13:30部会委員会 沖縄産業支援センター(305)		
1月			1/10(水) 九ブ賀詞交歓会 福岡県(ホテル日航福岡)	
			1月～2月予定 九ブ青年部正副部会長会議 鹿児島県	
※経営セミナーについては、県外視察研修については改めてご案内致します。				3/28(木)WEB理事会 5/28(火)WEB理事会 6/20(木)総会

お車でお越しの方へ

3時間を超える駐車は、1時間当たり100円の駐車料金が発生いたします！

資料 1 1

令和5年8月

号
日

L P ガス関係事業所 各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会

『ガス機器の設置基準及び実務指針(通称 黒本)』改訂の ポイントとその実例解説講習会の開催について(ご案内)

『ガス機器の設置基準及び実務指針(通称:黒本)』が8年ぶりに改定され、下記日程にて、改定のポイントとその実例を解説する講習会を開催いたします。関係事業所におかれましては、お忙しいと存じますがこの機会にご参加下さいますようお願い申し上げます。なお、講師はWEBによる参加となりますのでご了承下さい。

記

1. 日 時 令和5年9月14日(木) 13時30分～16時30分
2. 会 場 沖縄産業支援センター(3階302・303大会議室)
3. 受付期間 令和5年8月7日(月)～8月23日(水)
4. 受講料 会員事業所(2,000円) 一般事業所(5,000円)
5. テキスト代 第9版7,480円(税込み) ガス機器の設置基準及び実務指針(通称:黒本)
(受講料・テキスト代は当日会場にてお支払い下さい)
6. 申込方法 下記申込書をFAXにて送付して下さい。(定員50名)
7. お問い合わせ 業務課 緑間康雄 TEL098-858-9562
8. 講習内容 【黒本改正のポイント及び事故事例・不備事例】



1. 法令改正への対応

- ・ガス事業法(条番号の変更)・液化石油ガス法(接続方法の例示)
- ・消防法(離隔距離における対象種の追加・変更)
- ・消安法(長期使用製品安全点検制度の対象からガス機器を除外)等

2. ガス機器の設置実務

- ・防火上の措置 ・排気筒・給排気管・給排気部の措置 ・ガス機器取替工事の留意事項
- ・PS・インナーバルコニーへのガス機器の設置 ・屋内にガス機器を設置する場合の留意事項等

3. 事故事例・不備事例

講師 一般財団法人 日本ガス機器検査協会 植木 孝 氏(予定)

『ガス機器の設置基準及び実務指針講習会』

FAX098-858-9564

事業所名	(会員事業所・一般事業所)		
参加者氏名	①	②	
	③	④	
注文テキスト数	冊	申込責任者名	
連絡先	TEL ()	FAX ()	

※本用紙に記載の個人情報は目的以外に利用致しません。また、使用後は速やかに廃棄します。

令和5年度LPガス部会経営者セミナー（案）

- ① 境野春彦・エバーグリーン・マーケティング営業部副部長
「自由化の中で～凄まじき時代に進むべき道」



- ② 津田維一・富士瓦斯社長
「2050年、LPガスの果たすべき役割」



- ③ 尾日向竹信・ミツ輪ホールディングス社長
「カーボンニュートラルと“見えざるコスト”」



- ④ エネルギーコンサルタント 角田 憲司 氏
「地方ガスの勝ち残り戦略」



- ⑤ 経済産業省 資源エネルギー長 担当官
「料金透明化・取引適正化の動向」
・無償貸与という商慣行とその問題について